

【講座のねらい】

各市町村教育委員会の就学事務担当者等を対象に、学校教育法施行例の一部改正の趣旨を踏まえた早期からの教育相談や就学先決定の進め方、就学後の支援などについて説明や演習・協議等を通して理解の促進を図り、各市町村の支援体制の構築に資する。

【研修後の姿】

早期からの教育相談や就学先決定の進め方、就学後の支援に造詣が深く、教育委員会担当者と連携しながら業務を推進できる教員



説明や演習等を通じて、就学事務の流れや手続き、教育相談について理解を深めるとともに、教育委員会との連携のヒントを得ることができます！

【対象】 市町村教育委員会就学事務担当職員及び市町村教育支援委員会の構成員、幼児教育施設、小・中学校、義務教育学校、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、保健・福祉関係職員

【研修日程・内容】

7月～8月 2.5h
全3回（内容は全て同一）
オンライン型研修

【主な研修内容】

- 説明
 - ・本道における特別支援教育の現状と課題
 - ・就学事務に係る制度及び手続きの流れ等について 他
- 演習・協議
 - ・子どもの実態に即した就学事務を行うために



講師 学校教育局特別支援教育課職員、道立特別支援教育センター職員

参加申込方法等： 今後、各所属に送付される実施要項を参照してください。